

生協あじまの家グループホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 北医療生活協同組合が開設する生協あじまの家グループホーム（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者及び計画作成担当者（以下「介護従業者等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状

況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 生協あじまの家グループホーム

②所在地 名古屋市北区中味鏡3丁目807番地

法人の名称・所在地・代表者名

- ③ 事業所法人の名称 北医療生活協同組合
- ④ 事業者代表者氏名 代表理事 理事長 森 英一
- ⑤ 所在地 名古屋市北区上飯田北町1丁目20番地の2

(従業者の職種、員数、職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

1 第1ユニット

① 管理者1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

② 計画作成担当者1名

計画作成担当者は利用者の適切なサービス提供に資するため「認知症対応型共同生活介護計画」を作成し、また事業所と連携する介護施設や医療機関などとの連携及び調整を行う。

③ 介護従業者3名以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供を行う。

2 第2ユニット

① 管理者1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において

て規定されている指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施
に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

② 計画作成担当者 1 名

計画作成担当者は利用者の適切なサービス提供に資するため「認知症対応型共同生活介護計画」を作成し、
また事業所と連携する介護施設や医療機関などとの連携及び調整を行う。

③ 介護従業者 3 人以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供を行う。

（入所定員）

第 6 条 事業所の入所定員は次のとおりとする。

第 1 ユニット 9 名 第 2 ユニット 9 名

（指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等）

第 7 条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型共同生活介護を提供し

た場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サ
ービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

①入浴（毎日）、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

②日常生活動作の機能訓練（週 2 回）

③療養上の世話

⑥ 健康チェック（週 1 回）

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする。

4 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサー

ビスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとする。

- 3 家賃は、一日2,440円、(共有部分日常生活費、住宅管理費含む)月30日の場合73,200円を徴収する。生活保護の場合は、37,000円/1ヶ月とする。

- 4 食材料費は、1日1,350円、月30日の場合40,500円を徴収する。

ソフト食は、1日1,450円とする、月30日の場合43,500円を徴収する

- 5 水光熱費は、月30日の場合17,700円を徴収する。

- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

- 7 月の途中における入退居について日割り計算とする。

- 8 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 9 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に際し、あらかじめ、

利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。

1 0 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、同意を得るものとする。

1 1 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（入退居にあたっての留意事項）

第 1 0 条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- （ 1 ） 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- （ 2 ） 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- （ 3 ） 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕

の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（苦情処理）

第15条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止対策）

第17条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的（年1回以上）な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は事業所管理者とする

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）

による虐待を受けたとと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態

及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は介護従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制

を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内 ②継続研修 年4回
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(短期利用共同生活介護)

第20条 当事業者は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室を利用し、

短期間の指定認知症対応型共同生活介護を提供する

- 1 指定認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画にしたがいサービスを提供する。
- 4 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃などの経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

付則

この規程は、2004年9月1日から施行する。

2005年3月1日に第4条、第5条を変更した。

2005年10月1日に第4条を変更した。

2006年4月1日に第6条を変更した。

2006年7月1日に第4条を変更した。

2006年7月31日に第4条を変更した。

2007年3月15日に第4条を変更した。

2007年4月1日に第4条を変更した。

2008年1月1日に第4条を変更した。

2008年4月1日第4条を変更した。

2008年5月26日第4条を変更した。

2008年8月1日第4条と語句（痴呆→認知症）を変更した。

2009年4月1日第4条を変更した。

2009年5月25日第4条を変更した。

2011年6月1日第4条を変更した。

2011年7月1日第3条を変更した。

2012年2月1日第4条を変更した。

2012年3月1日第4条を変更した。

2012年5月1日第4項を変更した。

2012年6月1日第4項を変更した。

2012年7月1日第4項を変更した。

2013年6月1日第4条、6条、7条、11条を変更した。

2013年10月8日第6条を変更した。

2013年11月1日第4項を変更した。

2014年4月1日第4条、6条を変更した

2015年4月1日第4項を変更した。

2015年7月1日第4項を変更した。

2015年8月1日第4項を変更した。

2015年9月1日第4項を変更した。

2016年4月1日第4項を変更した。

2017年2月1日第4条、第6条を変更した

2019年10月1日第6条2項を変更した

2020年4月1日第4条1項②③、2項②③を変更した

2020年4月1日第1条、第2条、第6条1項、7項、8項を変更した

2021年4月1日第4条1項③、2項③を変更した

2022年2月1日第3条、第6条2項を変更し、第12条1項から4項を追加した

2022年7月1日第3条を変更した

2022年10月1日第4条2③を変更した

2022年12月5日第4条を変更した

2023年8月1日第6条2項、3項、4項を変更した

2024年3月1日第2条から18条を追加、及び変更した

